会津若松市水防計画案
（本　編）

令和７年４月

会津若松市

《目　次》

第１章　総則
1.1　計画の目的・・・・・P1
1.2　用語の定義・・・・・P1
1.3　水防の責任等・・・・・ P4
1.4　水防計画の作成及び変更・・・・・P6
1.5　安全配慮・・・・・P7

第２章　水防体制
2.1　市の組織体制及び職員の配備（水害及び土砂災害時）・・・・・ P8
2.2　主な関係機関との連絡系統・・・・・P12

第３章　重要水防区域
重要水防区域の設定基準（危険度評定基準）及び重要水防区域について・・・・P14

第４章　予報及び警報
4.1　気象庁が行う予報及び警報・・・・・P15
4.2　洪水予報河川における洪水予報・・・・・P16
4.3　水位周知河川における水位到達情報・・・・・P17
4.4　水防警報・・・・・P21

第５章　水位等の観測、通報及び公表
5.1　水位の観測、通報及び公表・・・・・P25
5.2　雨量の観測及び通報・・・・・P26

第６章　気象予報等の情報収集・・・・・P27

第７章　ダム・水門等の操作
7.1　ダム・水門等・・・・・P30
7.2　操作の連絡・・・・・P30
7.3　連絡系統・・・・・P30

第８章　通信連絡
8.1　通信連絡系統・・・・・P31
8.2　要配慮者に対する配慮・・・・・P31

第９章　水防施設及び輸送
9.1　水防倉庫及び水防資機材・・・・・P32
9.2　輸送の確保・・・・・P32

第 10 章　水防活動
10.1　非常配備・・・・・P33
10.2　巡視及び警戒・・・・・P34
10.3　水防作業・・・・・P35
10.4　緊急通行・・・・・P35
10.5　警戒区域の指定・・・・・P36
10.6　避難のための立退き・・・・・P36
10.7　決壊・漏水等の通報及びその後の措置・・・・・P36
10.8　水防配備の解除・・・・・P37

第 11 章　水防信号
11.1　水防信号・・・・・P38
11.2　水防標識・・・・・P38

第 12 章　協力及び応援
12.1　河川管理者の協力及び援助・・・・・P40
12.2　下水道管理者の協力・・・・・P41
12.3　水防管理団体相互の応援及び相互協定・・・・・P41
12.4　警察官の救助要求・・・・・P41
12.5　自衛隊の派遣要請・・・・・P41
12.6　国（河川管理者、地方気象台等）及び県との連携・・・・・P42
12.7　企業（地元建設業等）との連携・・・・・P42
12.8　住民、自主防災組織等との連携・・・・・P42

第 13 章　費用負担と公用負担
13.1　費用負担・・・・・P43
13.2　公用負担・・・・・P43

第 14 章　水防報告等
14.1　水防記録・・・・・P45
14.2　水防報告・・・・・P45

第 15 章　水防訓練・・・・・P46

第 16 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
16.1　洪水浸水想定区域の指定状況・・・・・P47
16.2　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置・・・・・P47
16.3　洪水等ハザードマップ・・・・・P48
16.4　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等・・・・・P48
16.5　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計の作成等・・・・・PXX
16.6　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等・・・・・P48

第 17 章　水防協力団体
17.1　水防協力団体の指定・・・・・P49
17.2　水防協力団体の業務・・・・・P49
17.3　水防協力団体と水防団等の連携・・・・・P49
17.4　水防協力団体の申請・指定及び運用・・・・・P49

第１章　総則

1.1　計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第４条の規定に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体である会津若松市（以下「市」という。）が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川等の洪水、内水（法第２条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである

用語	内容
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。（本計画では、会津若松市を指す。）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう（法第４条）。（会津若松市は昭和 30 年６月に知事が指定。）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。（本計画では、会津若松市長を指す。）
消防機関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。
水防団	本市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない（法第５条第２項）。したがって、本計画中、水防団の記載については消防団と読み替える。
量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

用語	内容
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の２第２項及び第３項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道県知事が、洪水等により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼等（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行なう発表をいう（法第２条第８項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川おいて、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位等）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川等においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水等による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

用語	内容
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第 13 条第 1 項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう。

1.3　水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1)水防管理団体（市）の責任

洪水により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置
②水防団員等の公務災害補償
③平常時における河川等の巡視（法第９条）
④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
⑤内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の２）
⑥浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の３）
⑧予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
⑨水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
⑩緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）
⑪警戒区域の設定（法第 21 条）
⑫警察官の援助の要求（法第 22 条）
⑬他の水防管理者または市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
⑭堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
⑮公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）
⑯避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑰水防訓練の実施（法第 32 条の２）
⑱水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第３項）
⑲水防協議会の設置（法第 34 条）
⑳水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
㉑水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
㉒水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
㉓水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
㉔消防事務との調整（法第 50 条）

(2)福島県（以下「県」という。）の責任

洪水により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び水位到達情報の通知並びに水防資器材の提供等、河川法（昭和 39 年法律第 167 号、以下同じ。）第 22 条の２に定める水防管理団体が行う水防への協力を行う等、水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する

（法第３条の６）。
①指定水防管理団体の指定（法第４条）
②水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２、下水道法第 23 条の２）
④県水防協議会の設置（法第８条第１項）
⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）
⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第３項）
⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項及び第３項）
⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）
⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
⑪県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第１項、第３項及び第４項）
⑬水防信号の指定（法第 20 条）
⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

(3)国土交通省の責任

洪水により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び水位到達情報の通知並びに水防資器材の提供等、河川法第 22 条の２に定める、水防管理団体が行う水防への協力を行う責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。
①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）
③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）
⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）
⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の９）
⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）
⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）
⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(4) 河川管理者の責任

①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）

②市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

(5)気象庁の責任

①気象、洪水等の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の２第 1 項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の２第２項及び第３項）

(6)居住者等の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

(7)水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の２）

④業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4　水防計画の作成及び変更

(1)水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2)水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる（法第 34 条）。

(3)大規模氾濫減災協議会等

国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所が組織する阿賀川大規模氾濫に関する減災協議会及び福島県会津若松建設事務所が組織する会津若松方部水害対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5　安全配慮

消防団員や樋門操作員、樋門パトロール職員はそれぞれ自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

消防団員は避難誘導や水防作業の際も、自身の安全を確保しなければならない。

【消防団員等の安全配慮】

①水防活動時にはライフジャケットを着用する。

②水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

③水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

④指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

⑤水防活動は原則として複数人で行う。

⑥水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

⑦指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

⑧指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

⑨指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

⑩出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための情報共有を図る。

第２章　水防体制

2.1　市の組織体制及び職員の配備（水害及び土砂災害時）

水防に関係のある警報・注意報の発表又は地震等の発生等により、洪水又は土砂災害（以下「水害等」）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所内に水防体制をとる。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

【水防体制】初動体制　→　警戒待機体制　→　災害対策本部

(1)初動体制

気象情報を参考に、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれが高まった場合、市民部長は関係部長と協議の上、初動体制を整備。関係部署と連携して気象情報をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。

なお、各課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

設置基準	大雨・台風期において、大雨注意報・洪水注意報等が発表され、なお、警報級の可能性があると認めたとき
実施責任者等	主：市民部長、副：市民部副部長　【事務局：危機管理課】
構 成 員	危機管理課長、道路課長、上下水道局下水道施設課長
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備
廃止基準	①災害発生のおそれが解消したとき ②災害対策本部を設置したとき

(2)警戒待機体制

気象警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれがさらに高まり、市民等の迅速な避難行動が必要であると判断した場合、市長の指示により警戒待機体制を整備。市民部長は関係部署と連携して警戒活動及び災害応急対策を実施する。

設置基準	次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、高齢者等避難の発令が見込まれるとき ②土砂災害前ぶれ注意情報の発表が見込まれるとき ③市域に災害の発生が見込まれるとき ④市長が必要と認めたとき
実施責任者等	主：市民部長、副：市民部副部長　【事務局：危機管理課】
構 成 員	会津若松市災害対策本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）
廃止基準	①災害発生のおそれが解消したとき ②災害応急対策が概ね完了したとき ③災害対策本部を設置したとき

(3)災害対策本部の設置

①設置基準

市長は、気象警報等により避難指示等の発令が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所本庁舎（または會津稽古堂）に設置し市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設置基準	市役所本庁舎（または會津稽古堂）
実施責任者等	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発令が見込まれるとき ②土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③市域に大規模な災害が発生したとき ④市長が必要と認めたとき
構 成 員	本 部 長：市長、　副本部長：副市長 本 部 員：教育長、上下水道局上下水道事業管理者、部局長、
主な活動内容	全職員
廃止基準	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する ①災害応急対策が概ね完了したとき ②その他、災害対策本部長が認めたとき

②災害対策本部設置及び廃止の通知

市長(災害対策本部長)は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、知事及びその他関係機関に通知する。

③災害対策本部設置時の体制及び配備基準

市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。

なお、災害対策本部の組織及び運営については、「会津若松市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。

配備名	配備基準	配備体制
第一非常配備体制	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発令が見込まれるとき ② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に大規模な災害が発生したとき ④ 市長が必要と認めたとき	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。
第二非常配備体制	①市域に大規模な災害が発生し、第一配備体制では対処できないとき ②市長が必要と認めたとき	全職員が従事する

④災害対策本部会議の構成員及び業務

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席を要請する。

構成員	業務
本 部 長：市長 副本部長：副市長 本 部 員：教育長、上下水道局上下水道事業管理者、部局長 【事務局：情報収集・統括班】	①情報の収集、伝達に関すること。 ②職員の配備体制に関すること。 ③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

⑤指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長:市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

・第１順位　副市長

・第２順位　市民部長

(4)勤務時間内外における参集・初動対応

①勤務時間内における初動対応

勤務時間内に災害が発生した場合、市役所職員は以下の対策を実施すること。

応急対策	○来庁者等の安全確保 ・来庁者等、施設利用者等の安全確保を最優先とし、冷静に適切な措置（パニックの防止、避難誘導等）を行う。 ○庁舎外で執務中の場合 ・出張等で勤務場所を離れている場合は、上司と連絡を取り、指示を求める。 ・連絡が取れない場合は、自主的に勤務地等に戻る。

②勤務時間外における参集・初動対応

(ｱ)　勤務時間外において、災害が発生するおそれ、又は発生した場合で参集の対象となる職員は、連絡を受けたときは、勤務場所若しくはあらかじめ定められた場所へ参集する。

(ｲ)　被害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市役所施設へ登庁し、責任者の指示に基づき災害対策に従事する。この際、自己の所在について所属長へ確実に連絡する

参集手段	災害状況に応じ、適切な手段とする
参集途上の措置	①参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属長に報告する。 ②要救護者を発見したときは救護措置に当たった後、速やかに参集する。
服 装・装 備	自分の身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備で参集する。
その他	職員本人の負傷、又は家族が生命に関わるような負傷をした場合等でどうしても勤務場所への登庁が不可能な場合は、所属長等へ連絡する。

2.2　主な関係機関との連絡系統

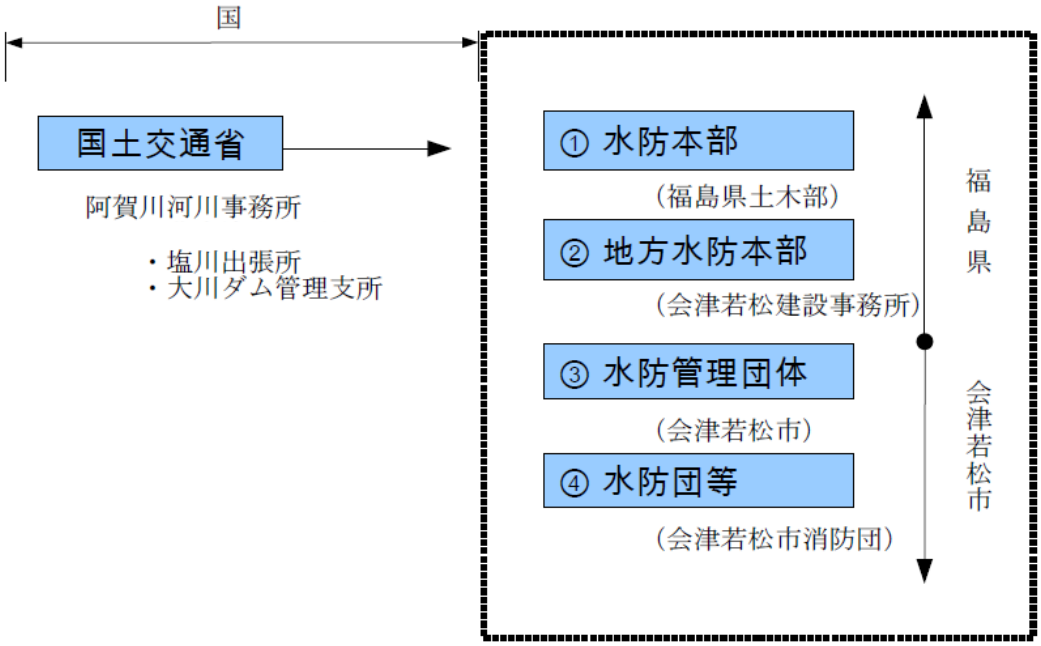

(1)各機関の主な役割

①水防本部（県土木部）

県内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

②地方水防本部（県会津若松建設事務所）

会津若松方部の水防事務を総括する。（水防管理団体（市）及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体が行う水防作業の円滑な推進に資する業務）

③水防管理団体（会津若松市）

市域の水防事務を総括する。（地方水防本部との密接な連携のもとに、水防団等への出動指令（水防法第 17 条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第 23 条）、決壊の通報（同法第 25 条）、避難立退の指示（同法第 29 条）等の業務の実施）

④水防団（会津若松市消防団）

河川の巡視、水防作業、活動状況の報告等

(2)各組織における活動内容

活 動 内 容	地方水防本部 （県会津若松建設事務所）	水防管理団体 （会津若松市）	水　防　団 （市消防団）
河川等の巡視及び状況報告	・河川の巡視 ・市からの報告のとりまとめ ・水防本部への報告	・河川の巡視 ・水防団からの報告とりまとめ ・地方水防本部への報告 ※国管理区間は各出張所に報告	・河川の巡視 ・水防管理団体への報告
雨量・水位等の通報	・量水標、雨量計観測 ・水防本部への報告 ・市へ連絡	・量水標、雨量計観測 ・地方水防本部への報告・水防団への連絡	
水防警報の発令	・市へ発令 ・水防本部及び関係地方水防本部への通報	・水防団へ連絡	
水防団の活動状況報告等	・水防活動の支援 ・市からの報告のとりまとめ ・水防本部への報告	・水防団への非常配備発令 ・水防団からの報告のとりまとめ ・地方水防本部への報告 ※国管理区間は各出張所に報告	・水防管理団体へ活動状況を報告
警察官、他の水防管理団体への援助要請	・市からの報告とりまとめ ・水防本部への報告	・他の水防管理団体への援助要請 ・地方水防本部への報告	
被害軽減等の措置	・応急対策の実施 ・市からの報告とりまとめ ・水防本部への報告	・応急対策の実施 ・地方水防本部への報告	・応急対策への協力
決壊・避難のための立退き通報	・避難のための立退き通報 ・市からの報告とりまとめ ・水防本部への報告	・決壊等の通報（地方水防本部、他の水防管理団体へ連絡） ・決壊後の被害拡大の防止 ・避難のための立退き通報（地方水防本部、警察署長へ連絡）	・決壊後の通報 ・決壊後の被害拡大の防止 ・水防管理団体へ状況報告
水防活動の報告	・水防資機材使用状況の整理 ・市からの報告とりまとめ ・水防本部への報告	・水防資機材使用状況の整理 ・水防団からの報告のとりまとめ ・地方水防本部への報告	・水防管理団体へ活動報告

(3)水防組織間の連絡

①水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体に連絡する。

②水防管理団体からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合は、この限りではない。

③水防管理団体は水防団等の活動状況を常に把握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第３章　重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

河川における重要水防区域の設定基準は、資料１のとおり。

また、市内の重要水防区域の設定箇所については、資料２、資料３のとおり。

第４章　予報及び警報

4.1　気象庁が行う予報及び警報

(1)気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

福島地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北陸地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発　表　基　準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

また、福島地方気象台が発表する警報・注意報の発表基準については資料４、警報等の伝達経路及び手段については資料５のとおり。

4.2　洪水予報河川における洪水予報

(1)種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者（市）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを市民に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類・発表基準は、次のとおりである。

種　類	発　表　基　準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(2)阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

<table>
<tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th colspan="5">指定区間</th><th>延長</th><th>告示年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">阿賀野川</td><td rowspan="2">阿賀川（幹川）</td><td colspan="5">（上流端）大沼郡会津美里町穂馬字井戸川乙 538 番地の２地先の馬越堰堤</td><td rowspan="2">31.6Km</td><td rowspan="2">建設省告示
H4.3.27</td></tr>
<tr><td colspan="5">（下流端）
左岸　喜多方市山都町三津合字古屋敷 5845 番の 14 地先
右岸　喜多方市山都町小舟寺字中崎乙 2538 番の 2 地先</td></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水予報の対象となる基準観測所における水位等</td><td>観測所名</td><td>地先名</td><td>水防団待機水位（通報水位）</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険水位（危険水位）</td><td>計画高水位</td><td>計画洪水量（㎥/s）</td></tr>
<tr><td>馬　越</td><td>会津美里町馬越</td><td>3.40m</td><td>3.90m</td><td>5.00m</td><td>6.60m</td><td>8.60m</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>宮　古</td><td>会津坂下町大字宮古</td><td>1.50m</td><td>2.00m</td><td>4.00m</td><td>5.19m</td><td>5.19m</td><td>3,900</td></tr>
</table>

②洪水予報の伝達経路及び手段は、資料６のとおり。

4.3　水位周知河川における水位到達情報

(1)種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じた報道機関の協力を求めて、市民に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	区分	発令基準
洪水注意報	氾濫注意情報 （レベル２）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
洪水警報	氾濫警戒情報 （レベル３）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
	氾濫危険情報 （レベル４）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
	氾濫発生情報 （レベル５）	氾濫が発生したとき
警戒情報解除	氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

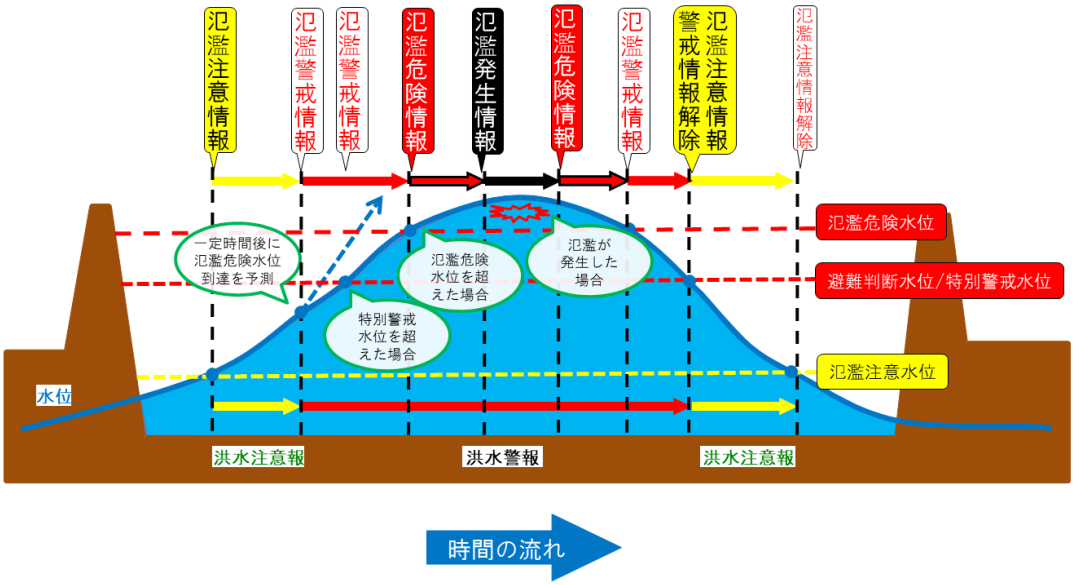

(2)阿賀川河川事務所が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

<table>
<tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th colspan="5">指定区間</th><th>延長</th><th>告示年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="4">阿賀野川</td><td rowspan="2">日橋川（支川）</td><td colspan="5">（上流端）
左岸　会津若松市河東町福島字簗前甲 2341 番地の１地先　堂島橋
右岸　喜多方市塩川町金橋字礫ノ宮 38 番地の２地先</td><td rowspan="2">6.6Km</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（下流端）
幹川合流</td></tr>
<tr><td rowspan="2">湯川（支川）</td><td colspan="5">（上流端）
左岸　会津若松市御旗町 8 番の 32 地先
右岸　会津若松市緑町 2 番の 16 地先</td><td rowspan="2">2.2Km</td><td rowspan="2">国土交通省告示第 592 号 H29.5.31</td></tr>
<tr><td colspan="5">（下流端）
幹川合流</td></tr>
<tr><td rowspan="3">水位到達情報の通知の対象となる基準観測所における水位等</td><td>観測所名</td><td>地先名</td><td>水防団待機水位（通報水位）</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険水位（危険水位）</td><td>計画高水位</td><td>計画洪水量（㎥/s）</td></tr>
<tr><td>南大橋（日橋川）</td><td>喜多方市塩川町沼尻</td><td>2.60m</td><td>3.20m</td><td>3.50m</td><td>4.60m</td><td>5.37m</td><td>900</td></tr>
<tr><td>新湯川</td><td>会津若松市御旗町</td><td>1.80m</td><td>2.30m</td><td>2.60m</td><td>3.10m</td><td>3.51m</td><td>300</td></tr>
</table>

②伝達経路及び手段は、資料７のとおりとする。

（3）会津若松建設事務所が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	指定区間
阿賀野川	湯川	（上流端） 左岸　会津若松市花見ケ丘二丁目（新田橋） 右岸　会津若松市宝町（新田橋）
		（下流端） 左岸　会津若松市御旗町（国直轄境） 右岸　会津若松市緑町（国直轄境）
	宮川	（上流端） 両岸　会津美里町字外川原甲（中川橋）
		（下流端） 両岸　阿賀川合流地点

水位到達情報の通知の対象となる基準観測所における水位等	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位（危険水位）	計画高水位	計画洪水量（㎥/s）
	湯川橋水位	会津若松市湯川町	0.90m	1.40m	1.50m	1.80m	1.92m	300
	高田雨量水位	大沼郡会津美里町永井野字下川原	1.20m	1.60m	－	1.75m	2.11m	669
	開津水位	大沼郡会津坂下町開津字台畑	1.80m	2.30m	3.31m	3.51m	3.51m	930

②伝達経路及び手段は、資料８のとおりとする。

4.4　水防警報

(1)安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2)洪水時の下線に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種　類	内　　容	発　令　基　準
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警　戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(3)阿賀川河川事務所が行う水防警報

発表者	阿賀川河川事務所長	《電話》 阿賀川河川事務所：0242-26-6487 マイクロ：723-331、334、335 Ｆ Ａ Ｘ：0242-26-0526
受報者	県水防本部長	

河川名	指定区間
阿賀野川（幹川）	（上流端） 両岸　大沼郡会津美里町穂馬字井戸川乙 538 番地の２地先（馬越堰堤）から
	（下流端） 左岸　喜多方市山都町三津合字古屋敷 5845 番の 14 地先 右岸　喜多方市山都町小舟寺字中崎乙の 2538 番の 2 地先　まで
日橋川（支川）	（上流端） 左岸　会津若松市河東町福島字簗前甲 2341 番の 1 地先 右岸　喜多方市塩川町金橋字礫ノ宮 38 番地の２地先（堂島橋）　から
	（下流端） 両岸幹川合流点　　まで
湯川（支川）	（上流端） 左岸　会津若松市御旗町 8 番の 32 地先 右岸　会津若松市緑町 2 番の 16 地先　　から
	（下流端） 両岸　幹川合流点　　まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画高水位	計画洪水量（㎥/s）
	馬　越	会津美里町馬越	3.40m	3.90m	5.00m	6.60m	8.60m	2,900
	宮　古	会津坂下町大字宮古	1.50m	2.00m	4.00m	5.19m	5.19m	3,900
	南大橋(日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	2.60m	3.20m	3.50m	4.60m	5.37m	900
	新湯川	会津若松市御旗町	1.80m	2.30m	2.60m	3.10m	3.51m	300

水防警報の範囲	種類	内容	発令基準
	準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められる時。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。
	出　動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇する恐れがあるときで氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の 1 時間前とする。

	解　除	水防活動の終了を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき、但し氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	状　況	水位の上昇、下降、滞水時間、最高水位の大きさ時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜、河川の状況を通知する。

②伝達経路及び手段は、資料９のとおり。

（４）会津若松建設事務所が行う水防警報

発表者	会津若松建設事務所長	《電話》 市危機管理課：0242-39-1227 ＦＡＸ：0242-26-6435
受報者	会津若松市長	
河川名	区間	
湯川	（上流端） 左岸　会津若松市花見ケ丘二丁目（新田橋） 右岸　会津若松市宝町（新田橋）　　から	
	（下流端） 左岸　会津若松市御旗町（国直轄境） 右岸　会津若松市緑町（国直轄境）　　まで	

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画高水位	計画洪水量（㎥/s）
	湯川橋水位	会津若松市湯川町	0.90m	1.40m	1.50m	1.80m	1.92m	300

水防警報の範囲	観測所名	待　機	準　備	出　動	解　除	水　位	その他特に必要な事項
	湯川橋水位	水位 0.90m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 0.90m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 1.40m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以って行う	適宜、出水情報を以って状況を通知する

発表者	会津若松建設事務所長	《電話》 市危機管理課：0242-39-1227 Ｆ Ａ Ｘ：0242-26-6435
受報者	（高田水位観測所区間・開津水位観測所区間） 会津若松市長/会津美里町長/会津坂下町長	

河川名	区間
宮　川（高田雨量水位）	（上流端） 左岸　会津美里町松岸字川原（松岸橋） 右岸　会津美里町旭杉原字大上（松岸橋）　　から
	（下流端） 左岸　佐賀瀬川合流点 右岸　佐賀瀬川合流点　　まで
宮　川（開津水位）	（上流端） 両岸　佐賀瀬川合流点 から　阿賀川合流点 まで
	（下流端） 両岸　阿賀川合流点 まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画高水位	計画洪水量（㎥/s）
	高田雨量水　位	大沼郡会津美里町永井野字下川原	1.20m	1.60m	－	1.75m	2.11m	669
	開津水位	大沼郡会津坂下町開津字台畑	1.80m	2.30m	3.31m	3.51m	3.51m	930

水防警報の範囲	観測所名	待　機	準　備	出　動	解　除	水　位	その他特に必要な事項
	高田雨量水位	水位 1.20m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 1.40m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 1.60m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は 1 時間毎に数字を以って行う	適宜、出水情報を以って状況を通知する
	開津水位	水位 1.80m に達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 1.80m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 2.30m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は 1 時間毎に数字を以って行う	適宜、出水情報を以って状況を通知する

②伝達経路及び手段は、資料 10 のとおり。

第５章　水位等の観測、通報及び公表

5.1　水位の観測、通報及び公表

（1）水位観測所について

水位観測所は河川の増水・減水状況などを収集・伝達するための施設であり、市内には、国土交通省管理の水位観測所が２箇所、県管理の水位観測所が２箇所ある。

（ア）水防活動に必要とする雨量観測所

No	観測所名	所在地	管理機関	関係する代表的河川名
1	湯川橋水位観測所	会津若松市湯川町	会津若松建設事務所	湯川

（イ）その他の観測所

No	観測所名	所在地	管理機関	関係する代表的河川名
1	小谷観測所	会津若松市大戸町大字上三寄	阿賀川河川事務所	阿賀川
2	新湯川観測所	会津若松市御旗町	阿賀川河川事務所	湯川
3	東山観測所	会津若松市東山町大字湯本	会津若松建設事務所	湯川

（2）水位の通報

①水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は 4.2 の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料 11 に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

②会津若松建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報するものとする。

③水防本部は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある県水防本部及び地方水防本部に直ちに通報するものとする。

（3）水位の公表

量水標管理者は量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより公表するものとする。

5.2　雨量の観測及び通報

（1）雨量観測所について

市内及び市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が５箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が３箇所、気象庁管理の気象観測所（雨量）が１箇所ある。

（ア）水防活動に必要とする雨量観測所

No	観測所名	所在地	管理機関	関係する代表的河川名
1	会津若松建設事務所（水防会津若松）	会津若松市追手町	会津若松建設事務所	湯川・溷川
2	東山ダム管理所（水防東山）	会津若松市東山町大字湯本	会津若松建設事務所	湯川
3	中湯川雨量	会津若松市東山町大字湯本	会津若松建設事務所	湯川・原川

（イ）その他の観測所

No	観測所名	所在地	管理機関	関係する代表的河川名
1	若松特別地域気象観測所	会津若松市材木町	福島地方気象台	湯川
2	東山観測所	会津若松市東山町大字湯川字柿妻丙	阿賀川河川事務所	湯川
3	十六橋雨量観測所	会津若松市湊町大字赤井字戸ノ口	十六橋水門管理所	日橋川
4	大川ダム雨量観測所	会津若松市大戸町大川（大川ダム管理所屋上）	阿賀川河川事務所	阿賀川
5	若松観測所	会津若松市表町（阿賀川河川事務所屋上）	阿賀川河川事務所	阿賀川
6	十六橋水門観測所	会津若松市湊町大字赤井字赤井	福島県（十六橋水門管理所）	猪苗代湖

（ウ）その他

観測所名	所管	所在
若松	福島地方気象台	会津若松市

※福島地方気象台（気象警報・注意報、気象情報、観測データなど）

お問い合わせ先（平日：08 時 30 分～17 時 00 分）　024-534-2161/024-534-2162

気象情報のテレホンサービス（自動応答）　024-525-5223

第６章　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトで PC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

①気象庁

サイト名	防災情報（会津若松市）
内容・特長	・現在の気象情報、最新の防災情報、アメダス ・キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布（土砂災害判定メッシュ情報等））
URL	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0720200&pattern=default
サイトの情報	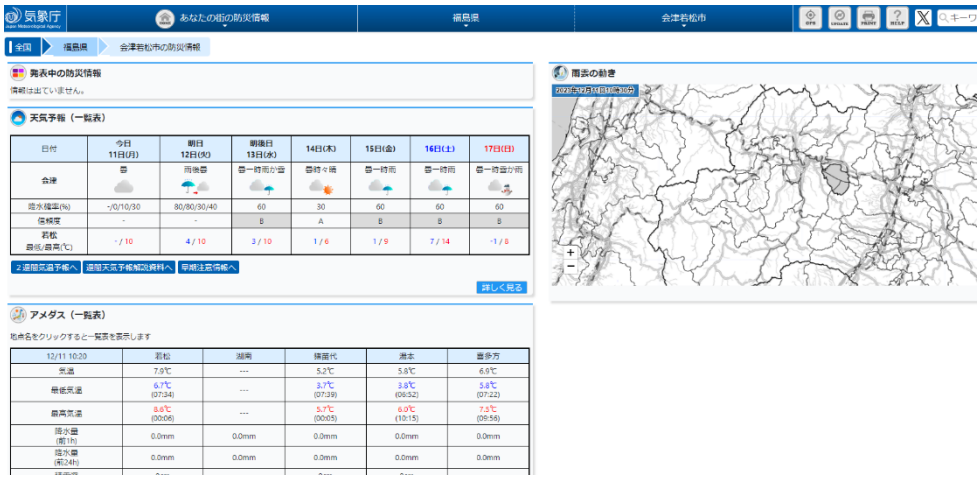

②国土交通省

サイト名	川の防災情報
内容・特長	・河川ごとの川の状況（観測所の地図情報、水害リスクライン、ライブカメラ画像）や行政からの発表（洪水予報、ダム放流通知、避難情報）など
URL	https://www.river.go.jp/index
サイトの情報	

サイト名	阿賀川河川事務所のトップページ
内容・特長	・阿賀川流域の防災情報
URL	https://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/
サイトの情報	

③福島県

サイト名	福島県河川流域総合情報システム
内容・特長	・県管理河川の各種情報（河川情報、土砂災害警戒情報など）を入手することができる
URL	https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ https://kaseninf.pref.fukushima.jp/sp/（スマートフォン用）
サイトの情報 （スマートフォン用）	

④会津若松市

サイト名	災害への備え
内容・特長	・平時は家庭でできる災害への備えや地震から身を守るための心得10 ポイント等、発災時には最新の状況を配信
URL	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/saigaisonae/
サイトの情報	

サイト名	NHK 防災　日本の災害リスク・備え・対策の総合サイト
内容・特長	・地震・台風・大雨・火山 日本の災害リスクや対策をわかりやすくまとめたサイト（平時からの防災意識向上のため）
URL	https://www.nhk.or.jp/bousai/
サイトの情報	

第７章　ダム・水門等の操作

7.1　ダム・水門等

(1) 河川区間のダム（洪水）

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河川区間の樋門（洪水）

樋門の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、河川水位が高く、危険な状況が迫っていると判断された場合には、樋門操作員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。

7.2　操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

7.3　連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

通報内容は下記のとおりとする。

① 県庁河川整備管理課の判断による必要事項の問い合わせ
② 警戒体制の指示及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示
③ ②に同じ
④ ゲートの開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問い合わせに対する回答
⑤ ④に同じ
⑥ 問い合わせに対する報告及び事故等の報告

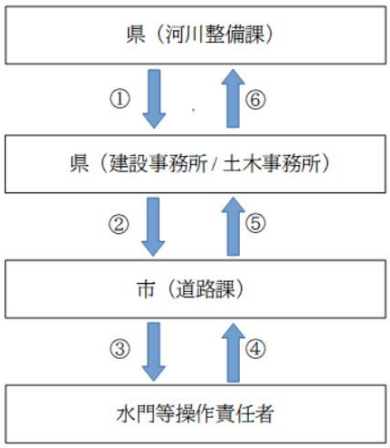

第８章　通信連絡

8.1　通信連絡系統

水害をはじめとする災害の被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、別紙のとおりとする。

①水防用気象警報伝達系統図・・・資料５
②洪水予報の伝達系統図（国）・・・資料７
③水位到達情報の伝達系統図（国）・・・資料９
④水位到達情報の伝達系統図（県）・・・資料 11
⑤水防警報の伝達図（国）・・・資料 13
⑥水防警報の伝達系統図（県）・・・資料 15

8.2　要配慮者に対する配慮

災害発生後、避難行動要支援者や避難支援等関係者並びに要配慮者関係施設に対する情報伝達についてはあらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

第９章　水防施設及び輸送

9.1　水防倉庫及び水防資機材

① 市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、下記のとおりである。

② 水防管理者は、資材確保のため災害協定を締結している業者等とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

③ 水防管理者は、備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を使用する場合には、国土交通省阿賀川河川事務所長又は会津若松建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

○水防倉庫（別紙、資料 13）

名称	水防管理団体名	管理者	位置
一ノ堰	会津若松市	会津若松市	会津若松市門田町一ノ堰村東 442-1
東神指	会津若松市	会津若松市	会津若松市神指町大字北四合字宮ノ後 1527-1
北会津	会津若松市	会津若松市	会津若松市北会津町中荒井字馬場前 31-1
高田	会津美里町	福島県	会津美里町字外川原
南四合	会津若松市	国土交通省	会津若松市神指町南四合

○水防資機材一覧（別紙、資料 14 のとおり）

9.2　輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して会津若松建設事務所長に提出しておくものとする。

・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

・万一に備えた多角的輸送路の選定図

○市内の緊急輸送路線（会津若松市地域防災計画[本編]　P66）　※別紙、資料 15 のとおり

第10章　水防活動

10.1　水防配備

(1)市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体　　制	配備人員
初動体制 （事前配備）	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに警戒配備の招集その他の活動ができる体制	【事前配備】 市民部・健康福祉部・建設部・教育委員会の所属職員の10%
警戒待機体制 （警戒配備）	①水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき ②水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	【警戒配備】 事前配備体制の他、関係各部課の所属職員20%

(2)水防本部員の留意事項

①水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配備が発令されれば直ちに出動できるよう備えるものとする。

②第1配備体制発令後は出来る限り外出を避ける等、常に居場所を明確にしておくものとする。

③本部員の勤務時間は、交代者と引継を完了するまでとする。

(3)水防団の非常配備

①水防団の管轄地域等（別紙、資料 16 のとおり）

②水防団の非常配備

市は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

活動段階	活 動 内 容	指 令 時 期
待　機	出水あるいは水位の上昇が懸念される場合は、水防団の連絡員を水防本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。団員は直ちに次の段階に入りうるよう準備する。	概ね水防に関係のある気象情報等が発表され、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
準　備	水防団は所定の詰所に集合し、水防資機材の準備点検、作業員の配備計画にあたり、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。	概ね河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、更に上昇のおそれがある、水防活動の必要が予想されるとき。
出　動	水防団の団員全員が団長の指示により警戒配備につく。	概ね河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
解　除	人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告のうえ、解散する。	概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減する等、水防上の危険が解消されたとき。

※地震により堤防等の漏水、沈下等の被害が発生した場合は、上記に準じ指令を発するものとする。

10.2　巡視及び警戒

(1)平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2)出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料２及び資料３に定める重要水防箇所（第３章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、会津若松建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、会津若松建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
②堤防の上端の亀裂又は沈下
③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ
⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料 17 のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4　緊急通行

(1)緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団並びに市から委任を受けたものは一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

(2)損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団に属するものがいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6　避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる、この場合、会津若松警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を会津若松建設事務所長に速やかに報告するものとする。

③水防管理者は、会津若松警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.7　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1)決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

(3)決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8　水防配備の解除

(1)市の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、地方水防本部を通じ水防本部に報告するものとする。

(2)水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章　水防信号

11.1　水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止　○休止　○休止	約 5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約 5 秒　6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第４信号	乱打	約 １分　５秒　１分 ○－休止－○

備考　１信号は適宜の時間継続すること。
２必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
３危険があった時は、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2　水防標識

(1)法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

（例）

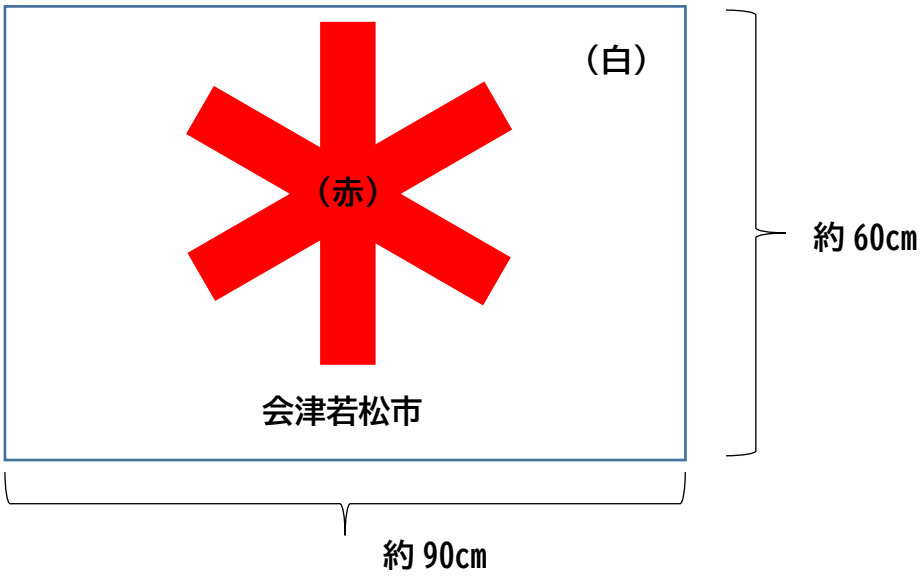

(2)水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

（例）水防活動者腕章

（例）横断幕　※サイズは任意

第 12 章　協力及び応援

12.1　河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長及び知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項（例）＞

(1)水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供

(2)水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

(3)堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への通知

(4)重要水防区域の合同点検の実施

(5)水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(6)水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

(7)水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項（例）＞

(1)水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

(2)水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

(3)市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

(4)水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2　上下水道事業管理者の協力

上下水道事業管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜上下水道事業管理者の協力が必要な事項＞

(1)水防管理団体に対して、下水道に関する情報の提供
(2)水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
(3)水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
(4)水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、上下水道事業管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
(5)水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.3　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、災害協定に基づき他の水防管理団体若しくは会津若松広域消防本部消防長に応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。

本市と災害協定を締結している他の自治体等は、地域防災計画に記載している。

12.4　警察官の救助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、会津若松警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ会津若松警察署長と協議して置くものとする。

12.5　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の２に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
②派遣を希望する機関
③派遣を希望する区域及び活動内容
④派遣部隊が展開できる場所
⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊との関係部局と調整を行うものとする。

12.6　国（河川管理者、地方気象台等）及び県との連携

(1)水防連絡会

市は、国土交通省河川事務所や福島県が開催する水防連絡会に参加し、重要水防区域、河川改修状況、水防警報、洪水等の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(2)ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所・福島県会津若松建設事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.7　企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防資器材の提供等に関して、地元建設業者等と協定を締結するなど連携を図る。

12.8　住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1　費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

(1)法第 23 条の規定による応援のための費用

(2)法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2　公用負担

(1)公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2)公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

（例）

公用負担権限委任証

○○○水防団 ○○長

氏 名

上記のものに・・・区域における水防法第 28 条第２項の権限を委任したことを証明する。

令和　年 月 日

水防管理者

氏 名　　印

(3)公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

（例）

公用負担命令書

第　　号

種 類　　員 数

使 用　　収 用　　処 分

令和　　年 月 日

水防管理者 氏 名

事務取扱者 氏 名　　印

殿

(4)損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
②水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
③警戒出動及び解散命令の時刻
④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
⑤水防作業の状況
⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
⑨応援の状況
⑩居住者出勤の状況
⑪警察関係の援助の状況
⑫現場指導の官公署氏名
⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
⑭水防関係者の死傷
⑮殊勲者及びその功績
⑯殊勲水防団とその功績
⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 18 に示す様式により、水防活動実施後５日以内に会津若松建設事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（北陸地方整備局）に報告するものとする。

第 15 章　水防訓練

水防管理団体である市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。 また、市が主催する水防研修や北陸地方整備局阿賀川河川事務所が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 16 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1　洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

・阿賀野川水系阿賀川浸水想定区域図
（平成 28 年５月公表：国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）
・阿賀野川水系日橋川浸水想定区域図
（平成 28 年５月公表：国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）
・阿賀野川水系湯川浸水想定区域図
（平成 29 年６月公表：国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）
・阿賀野川水系旧湯川、溷川、大工川、金山川、不動川、大土川、沢川及び闇川浸水想定区域図
（令和６年 12 月４日公表：福島県河川整備課）

16.2　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

会津若松市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、会津若松市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法
②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水等時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ウ 大規模な工場その他
⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、会津若松市地域防災計画資料編（資料 2-4-2-2）河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用し住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.3　洪水等ハザードマップ

本市では、洪水等浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水等ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するものとする。

また、洪水等ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態とすることと心がける。

この洪水等ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.4　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

16.5　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

16.6　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 17 章 水防協力団体

17.1　水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

17.2　水防協力団体の業務

（1）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
（2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
（3）水防に関する情報又は資料の収集、提供
（4）水防に関する調査研究
（5）水防に関する知識の普及、啓発
（6）前各号に附帯する業務

17.3　水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

17.4　水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料 19 を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、資料 20 によるものとする。